

南房総市 妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業のご案内

令和 7 年
4 月 1 日
開始

妊娠期から出産・子育てまで一貫して子育て家庭に寄り添い、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を実施します

妊婦等包括相談支援事業

南房総市子ども家庭支援室で実施

妊娠期

出産

産後・子育て期



妊婦認定を受ける

- 妊娠届出を行う
- 面談を受ける
- 妊婦のために支援給付金1回目の案内を受け申請する

妊婦のための
支援給付金 1 回目
5万円給付

妊娠中の方への

アンケート回答

- 妊娠 6 ～ 7 か月頃「妊娠後期アンケート」を返送する

希望者に面談

サービスなどの情報を
提供します。

胎児数の届出を行う

- 新生児訪問やこんにちは赤ちゃん訪問を受ける
- 妊婦のための支援給付金 2 回目の案内を受け「胎児数の届出」を行い、申請する

妊婦のための
支援給付金 2 回目
胎児数×5万円給

※注 申請支給口座は妊産婦さん本人になります。

転出された方は、転出先で妊婦の認定を受ける必要があります。

※注 2 回目の支給は出生後の訪問でご案内します。出産予定日 8 週間前以降でも申請することは可能です。

※注 流産・死産された方も 2 回目の支給対象となります。ご連絡ください。

※注 子ども家庭支援室が受理した翌月 15 日頃に振込予定です。(月により振込予定日が前後します)。

R7 年 4 月・5 月の申請についての支給は、6 月 15 日を予定しています。

問い合わせ

南房総市役所 子ども教育課

子ども家庭支援室 保健係

電話 0470-46-3112